

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（2022年度 第1回） 議事録

■ 日 時：2023年2月24日（金）16:00～17:30

■ 会 場：オンライン開催

■ 出席者

（委員）

座長 田辺 新一	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事／東日本支部部長
杉浦 淳吉	慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授
西尾 健一郎	一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員
平山 翔	株式会社住環境計画研究所 副主席研究員

（オブザーバー）

笠間 英樹	一般社団法人全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長
城口 洋平	ENECHANGE 株式会社 代表取締役 CEO
佐藤 美紀	株式会社東急パワーサプライ 執行役員 事業推進室長
前田 圭	電気事業連合会 業務部長
和田 貴広	一般社団法人日本ガス協会 普及部 業務推進部長

（事務局）

稲邑 拓馬	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長
神取 勉	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐
羽島 智之	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 上席主任コンサルタント

■ 議題

- （1）2022年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果
- （2）省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

■ 配布資料

議事次第

委員名簿

資料1 2022年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

資料2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

- 資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）
- 参考資料 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）

■ 開会

○羽島上席主任コンサルタント（みずほリサーチ&テクノロジーズ（みずほRT））

それでは、定刻になりましたので、只今より「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。私は、事務局を務めますみずほリサーチ&テクノロジーズの羽島です。よろしくお願いいたします。

本日は、オンラインで開催させていただいております。また、審議は非公開とし、議事録は後日、ご確認後に公表させていただきます。

次に、委員・オブザーバーの出欠状況について、ご報告させていただきます。本日の検討会には、委員、オブザーバーの皆様、全員、ご出席頂いております。なお、慶応大学・杉浦委員は所用により途中退席されると伺っています。

続いて、議事の円滑な進行のため、いくつかお願い事項がございます。

①ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにさせていただくようお願いいたします。

②ご発言を希望される際は、Teams 上の「手をあげる」ボタンを押していただくようお願いいたします。

③ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただくようお願いいたします。

ご協力、何とぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3、参考資料になります。

議事に入る前に、事務局を代表いたしまして資源エネルギー庁省エネルギー課 稲邑課長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○稲邑課長（経済産業省）

資源エネルギー庁省エネルギー課長の稲邑です。皆さま、いつもお世話になっております。本日もお忙しいところ、ご予定をあわせていただき、ありがとうございます。

今年度、2回目の省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用を行いまして、運用を進める中で色々と課題のようなものが見えて、他方で進んだところもあったかと思えます。これを踏まえてどのようにガイドラインを見直していくのか、検討したく、またさらに昨年は省エネ法の法改正を行いました。法改正においては非化石エネルギーへの転換やDRの推進など、法律としての幅が広がりました。こういったことを省エネコミュニケーション・ランキング制度にうまく反映していけないか、という点がまさに本日の議題となっております。

また、足元でエネルギーコストが上昇している中で、電気料金やガス料金の明細をどう読むかといったことが重要となり、あらためて目を通す中で「なぜこんなに高いのか」といった声が需要家の皆さまから挙がってきています。エネルギー供給事業者がどのような情報を提供するか、エネルギーコストを抑えるためにどのようなサービスを提供できるか、といったことが問われる状況になってきています。省エネコミュニケーション・ランキング制度の枠組みを使って、いかにエネルギー小売事業者と需要家のコミュニケーションができるのか、ということを議論するには非常にいいタイミングになっています。委員の皆様にご議論いただき、得られた示唆を踏まえて制度を良いものにしていきたいと考えています。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

それでは、ここから議事に入らせていただきます。以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田辺座長

それでは、議事に入りたいと思います。本日の進め方ですが、事務局より資料についてご説明いただいた後に、議論等をさせていただければと思います。

まず、事務局より資料 1 のご説明をお願いします

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

事務局より資料 1 の説明をさせていただきます。この資料 1 の内容は 2022 年 9 月に開催した評価委員会でもご説明させていただき、また先日の委員の皆様への事前のご説明の中でもご紹介したものになりますので、本日のご説明は適宜スキップさせていただきながら、簡単なものにしたいと思います。

2022 年度の評価結果の共有ですが、P.1 にあります通り、エネルギー小売事業者から報告様式の提出があり、事務局にて採点を実施しました。後ほどもう少し詳しくご説明させていただきますが、表内に記載のとおりエネルギー小売事業者から報告様式をご提出いただきました。昨年度の回答提出事業者数もあわせて記載しておりますので、ご参照いただければと思います。続きまして、小売電気事業者、都市ガス・LP ガス事業者の評価項目及び配点を P.2、3 に記載しております。P.4 には評価方法、ランク水準をまとめております。

それではここからエネルギー種別に評価結果、採点結果をご紹介します。まず小売電気事業者の全体の結果についてですが、P.5 の左下の図に様式を提出いただいた 136 者の評価結果の分布を整理しております。ご覧いただけます通り、評価結果が二極化してしまっている状況です。続いて、P.6 はランク別の得点率になります。★5 を獲得した事業者はいずれも基礎点が満点になっており、まずもって基礎点部分にしっかり取り組んでいただくことが、高評価につながるということかと思えます。P.7 では基礎点部分の状況を整理しております。基礎点が満点であった事業者 21 者のうち 14 者が小売契約件数 30

万件超の事業者になっており、大手事業者の皆さまには積極的に取り組みを進めていただいている状況です。他方で、中小規模事業者については、まだ指針への対応も出来ていない状況というのが読み取れるかと思います。続いて、P.8 の加点部分についてですが、こちらについても大手事業者には取り組んでいただいています、中小規模事業者は獲得点数が低い状況です。P.9 には各評価項目への対応状況をまとめています。各セルの上段が配点、下段の括弧内の数値が実施率となっています。P.10 は各情報項目の提供状況の年度間比較になっています。2 年連続で様式をご提出いただいた事業者を対象に、年度間推移がどうなっているかを整理したものです。特に昨年度から今年度にかけて実施率が大きく改善した項目を赤枠で示しております。

以上が小売電気事業者に関するご説明となり、ここからは都市ガス小売事業者についてご紹介いたします。P.11 の全体の結果ですが、2021 年度と比較し、★ 2~4 から★ 5 にランクが上昇した事業者が 6 事業者という結果でした。P.12 は各ランクの平均得点率です。小売電気事業者と同様に、★ 5 を獲得した事業者は基礎点が満点となっており、積極的に取り組みを進めていただいている状況です。続いて P.13 は基礎点部分の状況ですが、電気と同様に基礎点が満点の事業者のすべてが小売契約件数 30 万件超の事業者となっており、反対に中小規模事業者については、まず指針に対応していただく必要があるという状況です。P.14 の加点部分についても同様で、大手事業者は多くの甲億にご対応いただいている状況です。P.15 は評価項目別の対応状況、P.16 は年度間比較になります。

続きまして LP ガス小売事業者についてです。P.17 にあります通り、★4~5 獲得事業者はおらず、全体的に低評価になっている状況です。P.18 は各ランクの平均得点率です。P.19 は基礎点部分、P.20 は加点部分の状況を整理したものです。P.21 は評価項目別の実施状況になります。

P.22 は資源エネルギー庁の HP に公表した評価結果の一覧になります。エネルギー種別に個社名を開示しております。

ここまでの 2022 年 9 月の評価委員会でご説明をしていた内容になります。P.23 以降は今回の検討会用に新たに作成したスライドになります。資料 1 の冒頭部分でもご紹介をさせていただきましたが、表内に昨年度と今年度の事業者数をエネルギー種別にまとめております。小売電気事業者は、提出事業者数としては 88 者から 136 者と増加はしていますが、案内の送付先が 700~800 者が多いので、回答率で見ると、引き続き低い状況になっています。都市ガス小売事業者は提出事業者数が減ってしまい、これに伴って回答率も低下したという状況でした。LP ガス小売事業者は昨年度から大きく状況は変わっておらず、2 年連続で 6 事業者のみという状況になっています。

都市ガス小売事業者からの提出が減ってしまった点について、その原因を探るために二本ガス協会に正会員向けのアンケート調査を実施いただきました。調査の概要は P.24 の左下の表に記載しているとおりになります。右下のグラフにある通り、日本ガス協会からの様式提出に関する周知の認知度は 8 割を超えており、周知は一定程度届いている状況です。

また、制度の目的の理解度についても 8 割を超えていて、目的についても一定程度理解されていることが窺えます。

全体としてはこのような状況ですが、P.25 では、2021 年度及び 2022 年度に提出した群と 2021 年度に提出したが 2022 年度に提出しなかった群の 2 つに分けて情報を整理しております。日本ガス協会からの周知の認知度は、2021 年度及び 2022 年度に提出した群が 9 割以上であるのに対して、2021 年度に提出したが 2022 年度に提出しなかった群は約 6 割に留まっています。また、制度の目的の理解度についても 2021 年度及び 2022 年度に提出した群の全社が理解していると回答した一方、2021 年度に提出したが 2022 年度に提出しなかった群は約 4 割と理解度が低い状況であることが分かりました。P.27 は今後に向けての総括になります。繰り返しになりますが、全体としては日本ガス協会からの周知の認知度も制度の目的の理解度も一定程度の水準に達していますが、2 つの群に分けると、2021 年度に提出したが 2022 年度に提出しなかった群についてはいずれも低調な状況になっています。今後、様式の提出事業者数、提出率を向上していくためには、制度の説明等の周知活動をこれまでよりも更に充実化させることが重要であると考えております。

資料 1 に関する事務局からのご説明は以上になります。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご意見、ご質問がある方は、Teams 上の「手をあげる」ボタンにてお知らせください。

○杉浦委員

スライド 25 枚目について、ガス協のアンケート調査で、周知の認知度で示された 2 つの群は、それぞれ何事業者だったのでしょうか。

また、様式の提出状況について、都市ガス事業者は減っていた一方で、電気事業者は 2022 年度は増えていますが、その理由は何でしょうか。

○青木委員

結果を拝見した限り、やはり回答率の上昇率が課題と感じました。その中で、総括に制度の理解度の向上が記載されていますが、合わせて制度自体の世の中への認知度の向上も必要と感じました。

○平山委員

採点結果等から、大手の小売事業者は高得点だが、中小の事業者は取組がなかなかできていないことが分かったかと思います。また未回答率も高く、未回答の事業者は得点が低いと思われるので、今後回答してくれる事業者を増やすことが課題かと思いますので、制度の認知度の向上、さらには理解度の向上のために省エネ課として何かお考えはありますでしょうか。

うか。

○田辺座長

それでは先ほどからお名前が出ておりますが、日本ガス協会の和田様いらっしゃればご意見等いただければと思います。

○和田オブザーバー（一般社団法人日本ガス協会）

杉浦先生からのご質問に対してですが、21年度22年度ともに提出した群は26者、21年度は提出したが22年度は提出しなかった群は14者でした。なお、事業者数の減少については課題と認識しており、今後効果的な周知方法を検討していきたいと思います。

○田辺座長

光熱費が上がっている局面なので、周知を行っていただきたいと思います。

○神取課長補佐（経済産業省）

ご意見を頂きまして、ありがとうございます。現状提出数があまり多くないと認識しており、今後高めていきたいと考えております。回答率を高めるために業界団体と相談しているが、より密に連携をとるべきだったと感じています。今後は、省エネルギー小委員会やマスメディアの活用などを通じて、より認知いただけるようにするとともに、業界への説明会の機会を増やすなど、取組を地道に進めていきたいと思います。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほRT）

杉浦委員からご質問のあった小売電気事業者からの提出数が増えた理由についてですが、増加分は新電力の皆さまからの提出数が増えたことによるものです。周知の方法については昨年度も今年度も大きく変えてはならず、新電力連絡会を通じて事業者に周知を行いました。その案内に対して様式の提出という形でご対応いただいた事業者が増えたということかと思います。

他方で、採点結果の分布をご覧くださいますと、高評価の事業者と低評価の事業者が二極化している状況で、★1やランク外の事業者が多くなっています。昨年度から今年度にかけて制度の認知度は高まったかと思うが、制度の目的の理解度や情報提供の状況が改善しているかと言うともう少し分析が必要かと考えています。今後、制度説明会の記載などを通じて、制度の目的の理解度や制度に参加することの意義などについてご理解を深めていただけるように取り組んでいく必要があるだろうと考えております。

○田辺座長

引き続いて、議題2に移りたいと思います。事務局より資料2のご説明をお願いします。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

それでは資料 2 をご説明いたします。議題は「省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて」となります。

本資料の目次は P.1 に記載の 5 点となります。「1. 背景」については省エネ法の改正に関する内容になっていますので、簡単なお説明とさせていただきます。P.2 に省エネ法の概要をまとめておりますが、スライド右下に「一般消費者への情報提供」という記載があり、ここがランキング制度と関するものとなります。

P.3 は改正省エネ法の概要になります。大きく①～③の改正が加えられましたが、その中でも②、③が本ランキング制度やガイドラインに関連する内容になります。

P.4 は「家庭部門に対する省エネ取組の促進」をまとめたものとなっており、ランキング制度の位置づけについて、あらためて整理したものです。

続いて、「2. 指針の改正案」に移りたいと思います。P.6 のリード文にあります通り、2022 年 5 月、省エネ法を改正し、需要側の非化石エネルギーへの転換やディマンド・リスポンスに関する制度を構築しました。これを踏まえて、現状、特に小売電気事業者の皆さまがどのような取組を進めているのかを整理するため、非化石エネルギー、電気の需要の最適化に資する電力メニューの提供状況についてデスクトップ調査を実施しました。小売電気事業者が需要家に非化石エネルギーへの転換や電気の需要の最適化を促すための取組状況を把握するため、「非化石エネルギーによる電力メニュー」と「電気の需要の最適化に資する電力メニュー」の提供状況について調査を行い、対象事業者 80 者のうち、40 者が非化石エネルギーによる電力メニューを、32 者が電気の需要の最適化に資する電力メニューを提供していることが分かりました。まだ取り組んでいない事業者もおられる状況ですが、一定比率の事業者が既に取組を進めているという状況です。

これらを踏まえて、P.8 では指針の改正案をまとめております。省エネ法の改正を踏まえて、指針に「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」、「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供」を追加してはどうかと考えております。また、一般消費者の省エネに向けた更なる取組を促すために、指針 1. (5) に「一般消費者の行動変容を促す情報」に関する記載を追加してはどうかと考えております。P.9 はスキップをさせていただき、P.10 に指針の改正案を記載しております。改正部分を赤字で表記しています。第 4 項の非化石エネルギーの転換に関する部分ですが、冒頭部分が「エネルギー供給事業者は」となっていますが、こちらはエネルギー種を区別せずに、皆さまに可能な範囲で情報提供に取り組んでいただきたいと考えております。

続いて、「3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案」に移りたいと思います。P.13 に整理しておりますとおり、指針の改正案及び 2022 年度の運用結果を踏まえ、省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用に関して、大きく 4 点の改正を行いたいと思います。まず、指針改正案を踏まえた改正箇所については、評価項目と配点の

変更を行い、これに伴って報告様式も変更したいと思います。また、2022 年度の運用結果を踏まえた改正箇所としましては、評価結果の公表方法と今年度のご報告内容を元にしたベストプラクティスの追加を行いたいと思います。

まず、評価項目と配点の変更についてですが、情報提供内容の加点部分において、追加項目 1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を追加し、また同じく情報提供内容の加点部分において、追加項目 4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に改正します。これにより、満点は 140 点から 145 に改正したいと思います。

この後、P.15~18 では個社の取組事例をご紹介します。P.15 は SB パワーによる再生可能エネルギー比率 100%の料金メニューの提供事例です。また、今後は情報提供だけではなく、実際の設備導入支援についてもランキング制度の評価範囲に加えていきたいと考えておりまして、その観点での取組み事例を P.16 にまとめております。北陸電力は、家庭向け太陽光発電設備の第 3 者所有モデルサービスを提供しています。なお、ここで非化石エネルギーへの転換に資するサービスとは、エネルギー供給事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供している場合が対象です。単に、太陽光発電設備等の非化石エネルギーの利用技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない形になります。P.17~18 は需要の最適化に資する取組事例です。詳細な説明は割愛させていただきますが、電気料金メニューの提供やショッピングポイントの提供といったサービスを展開している事業者も存在している状況です。P.18 では需要の最適化に資する設備導入支援の事例として、東京電力エナジーパートナーのサービスをご紹介します。

P.19 は、来年度からの制度運用における小売電気事業者向けの評価項目案です。赤字部分が変更分になります。評価項目が追加となることに伴って、満点が 140 点から 145 点に変更になります。P.20 は都市ガス・LP ガス小売事業者向けの評価項目です。こちらは 130 点満点ということで、変更はありません。先ほど指針の改正案のスライドにおいて、非化石エネルギーの転換についてはエネルギー種別を問わず、取り組んでいただきたいとご説明しましたが、都市ガス及び LP ガス小売事業者について、一般消費者に対する非化石エネルギーへの転換の取組として、水素等へのエネルギーの転換等が考えられますが、現在、非化石エネルギーに該当する料金メニューを提供している事業者はおらず、非化石エネルギーへの転換の行動変容を促すことは困難な状況です。このため、都市ガス及び LP ガス小売事業者については、追加項目 1.「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を「対象外」とし、技術開発動向等を踏まえて今後検討することとしたいと思います。P.21 は評価方法、ランク水準の改正についてのスライドで、小売電気事業者向けの赤字部分が変わります。

P.22 は様式の改正についてです。「非化石エネルギーへの転換に資する情報」と「一般消

費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」が評価項目として追加されますので、報告様式についても記入欄を追加することとしたいと思います。こちらは複数の取組について記入可能な形にしたいと考えております。まず、「非化石エネルギーへの転換に資する情報」の箇所ですが、①において情報提供の有無をご記入いただきます。「提供している」を選択した事業者については、②以降にご記入いただく形です。②は提供取組を記入いただく欄になっており、7 択になっています。1～3 が個別の取組になっており、4～7 は複数の取組を実施している場合、該当する組み合わせを選択いただきます。続いて③～⑤は個別の取組の詳細についてご説明いただく欄になります。⑥は情報の集約状況をご回答いただき、⑦でその内容をご報告いただきます。スライド右側の「電気需要の最適化」に関する報告様式についても構成は同様になっています。相違点は②の選択肢のみです。なお、複数の取組を回答している場合、その取組のいずれか 1 つでも集約されていれば、「情報の集約性」について加点することとしたいと思います。

続いて P.23 は評価結果の公表方法に関する改正についてです。2022 年度の本格運用における結果の公表について「契約件数が 30 万件超かつ★ 3 以上獲得した事業者は評価結果を公表」とし、「契約件数 30 万件超の★ 2 以下獲得事業者」については事業者の意向を確認する運用にしていました。これに対して、今年度の本格運用では、契約件数 30 万件超の全事業者が本制度の様式を提出していることから、本制度が周知されているものと判断できるため、「契約件数が 30 万件超の事業者については、★ 2 以下であっても原則公表」とするような運用としてはどうかと考えております。なお、契約件数 30 万件以下の事業者については、引き続き公表意向を確認することとしたいと思います。

P.24 以降はベストプラクティスの選定についてです。今年度、事業者から報告様式の別添としてご提出いただいた資料をもとにしまして、昨年度と同様、選定基準は波及性・先進性・省エネ性の 3 つの観点で選定を行いました。

P.25 はベストプラクティスの候補案をまとめております。情報提供の内容と方法で合計 7 つの取組を選定しております。数が多いので、個別のご紹介は簡単なものとさせていただきます。まず au エネルギー&ライフの取組ですが、顧客属性のみならず、天気予報も踏まえて電気料金の予測を精緻に実施されている点が先進的と考え、選定しております。続いて、北海道ガスの取組です。電気料金の比較だけでなく、推測される料金変化の理由の記述も併記することで、顧客が自身の電力消費について理解を深める手助けをしている点を選定理由としています。続いて、シン・エナジーですが、類似家庭の一般的な消費電力量との比較に基づき、消費電力実績を一目で理解できるような形で 100 点満点のスコアで表示した「ECO スコア」を算出・提供することで、省エネ行動を促している点を理由に選定しています。P.29 は再び北海道ガスの事例になります。電力使用量の大きい用途について、省エネのコツや節電金額の目安を情報提供し、省エネを促しており、また、取組の実施状況の記録やお気に入りのコツの保存もできるようになっているなど、使いやすい機能になっていることから、ベストプラクティスに選定しております。P.31 は SB パワーの事例になりま

す。こちらは今年度から新規にご報告のあった取組かと思いますが、デマンドレスポンス関連の情報提供事例になります。節電効果および報酬を即日行うことで、節電努力に対する効果を感じ、ゲーム感覚で DR を楽しめるようになっている点が先進的かと考え、選定しました。P.32 の東邦ガスの取組のデマンドレスポンスに関するものです。DR に関する情報（募集期間や還元額）および参加申込方法、その結果をシンプルな内容で表示し、また、DR 参加のための具体的な節電方法を「節電チャレンジ」として表示することで、需要家にとって参加しやすくなっている点を評価させていただきました。最後も北海道ガスの事例となっており、「フィードバックシステムの導入」の取組を顧客ニーズの集計・反映の類型で選定しております。

以上が今年度の事業者からの報告内容に基づくベストプラクティスの選定結果ですが、海外における取組事例についても調査をおこない、情報を整理しております。観点としましては、国内において実施されていない、またはごくわずかな事例しかない取組の中で、何か参考となる取組が無いか、と考えて調査したものになります。

まず英国の Octopus Energy のダイナミックプライシングの事例です。このメニューは、30 分単位の電力卸市場の価格と連動したものとなっており、再生可能エネルギーによる発電量の増加によって、供給量が電力需要を上回り、電力卸市場の価格がマイナスになる時間帯をメール等で需要家に通知して、需要家は当該時間帯に電力を使用することで、報酬を受け取ることが可能になっています。これにより、需要家としては光熱費の削減ができ、また電力システム全体としては再生可能エネルギー由来の電力の使用を増加させることが可能になります。P.35 はデマンドレスポンスに関する取組になります。こちらでは米国の Southern California Edison 社（SCE 社）の取組をご紹介します。このプログラムは年間を通じて実施されるデマンドレスポンスプログラムになっておりまして、需要家は Smart thermostat（スマート温度自動調節器）を空調機に設置し、SCE 社は電力需給逼迫時（DR イベント）に遠隔で空調機の運転を制御します。契約者はプログラム参加時に \$75 の報酬を受け取り、さらに DR イベントに協力することで年間最大 \$40 を受け取ることが可能です。なお、需要家は電力の使用状況に応じて、DR イベントへの参加をいつでも拒否することができるようになっています。

P.36 は省エネコミュニケーション・ランキング制度と海外制度の比較という観点で情報を整理したものになります。米国の ACEEE（米国エネルギー効率経済評議会）が実施する Utility Energy Efficiency Scorecard の評価項目の中で何か参考になるものが無いか検討を行いました。Utility Energy Efficiency Scorecard の評価項目のうち、赤枠で示す評価指標は電気需要の最適化に資するものとなっており、これらのうち、「ピーク需要に対する省エネによる需要削減率 (%)」、「スマートメーター導入率 (%)」は現行の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価項目に含まれていないため、今後ランキング制度の評価項目に追加などについて検討を行う際には参考になるかと考えております。

続いて目次の 4 点目「4. ガイドラインの見直し」についてです。ガイドラインの見直し

については、これまでご説明しました指針の改正やランキング制度の運用方法の改正に関する内容をしっかり反映するというをご説明したことになります。簡単に申し上げると、「指針の項目の追加及び変更を反映」、「電気需要平準化に関する記載を省エネ法の改正を踏まえて「電気需要最適化」に改正」、「省エネコミュニケーション・ランキング制度について「加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例」を記載した表を改正」、「その他、省エネ法の改正を踏まえた改正を実施」の4点になります。

ガイドラインの改正箇所のご説明は割愛をさせていただきますが、主な改正箇所については簡単にご紹介いたします。まず P.39 では「非化石エネルギーへの転換に資する情報」に関して追記したいと考えている内容をご紹介します。指針の第4項において新たに、非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供しよう努めることを規定したことを踏まえ、どのような取組を実施すると、指針に対応したことになるのか、という説明をガイドラインに追加しております。P.40 は「電気の需要の最適化に資する情報」に関する追記内容です。こちらについてもどのような取組が該当するのか、どのような情報提供が考えられるのか、といった内容を追記することとしたいと思います。

それでは最後に「5. 今後の検討課題／スケジュール」についてご説明いたします。今後の検討課題は大きく2点ございます。まず一点目は「評価結果の個社フィードバックについて」です。今年度は全事業者に対して、資源エネルギー庁のHPで評価結果を公表する前に評価ランク(★数)を通知し、その後得点、得点率、基礎点・加点の内訳をフィードバックしました。今後、より効果的なフィードバックとなるように、ヒアリング等により関係者の意見を聞き、フィードバックする内容やフィードバックのタイミング(評価の公表前／公表後等)について検討を実施したいと思います。また、検討課題の2点目は「本制度の名称とロゴの変更について」になります。現在のロゴに対して、一般消費者にとって、何を評価している制度なのかわかりにくいといった声が一部から挙がっており、また、省エネ法等の改正に伴い、省エネ以外に、非化石転換、電気需要最適化についても評価範囲に含まれるようになったこと、事業者が利用しやすいロゴになっていないといった課題があります。これを踏まえて、今後、本制度の名称及びロゴについて、他の制度を参考にしながら見直しの検討を行いたいと思っております。

P.43 は今後のスケジュールについてです。2023 年春頃に指針、ガイドライン、様式等の改正作業、改正案のパブコメ等を行い、2023 年春～夏頃に改正指針、ガイドライン、様式等の公布・施行をしたいと思います。また、2023 年夏頃に新様式による運用を開始できればと考えております。

事務局からのご説明は以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご意見、ご質問がある方は、Teams 上の「手をあげる」ボタンにてお知らせください。

○杉浦委員

スライド 23 枚目「評価結果の公表」について、★2 以下獲得事業者は、意向に関わらず公表に変更とのことだが、★が少ない事業者にとって罰のように働かないかを懸念しています。★が少ないのに公表されるのであれば、そもそも様式を提出しないことになるのではありませんのではないのでしょうか。公表意向がない事業者数やその理由公表について、現状把握していれば教えていただきたい。ランキング制度の土俵に乗っていただくことがまず重要なので、★があること自体に意義があるとなれば良いが、一方で比較されてしまう点で事業者にとって懸念点となるのではないのでしょうか。

○神取課長補佐（経済産業省）

ご意見を頂きまして、ありがとうございます。ご指摘の点についてですが、仮に提出のあった全ての事業者を公表してしまうと、御指摘のとおり提出しない事業者が出るだろうと予想しています。契約件数が 30 万件以下の事業者については、本制度に参加して頂く観点からも公表の意向の有無を確認していく運用としていきたいと考えております。一方で、契約件数が 30 万件超の事業者で★2 以下の事業者は、4 事業者いましたが、契約件数が多いことから考えて一般消費者に対して情報提供を実施していただく必要があると考えています。2022 年度は公表するかどうかの意向を確認しましたが、来年度以降は原則公表という形にしたいと思います。

○田辺座長

全事業者を公表するというわけでは無く、契約件数が 30 万件を超えている情報提供状況の公表努力義務の対象者に対して、公表するということでございます。

○杉浦委員

理解いたしました。義務が生じるほど影響力が大きい事業者について、公表するということは、制度の定着にあたっても重要と認識しました。上手に進めていただければと思います。

○青木委員

全体的に消費者の行動変容をどのようにすれば促せるかということで、各事業者に情報提供を求めていることだと思いますが、まず消費者にとっては情報が無いと、行われていることを想像することもできないかと思います。ベストプラクティスのように、消費者が手軽にかつ正確な情報が得られることが重要かと感じました。消費者にとっては、情報提供ならびに自分の行動を通じて、電気料金がどう変わるか、あるいは CO2 削減量にどう影響するかという情報があれば、行動を起こすきっかけになるかと思います。消費者の行動変容のステップとして、まず知ること、次に行動をすることになりますが、その際に行動しやすい環

境が整備されていることが重要であり、どこにアプローチすればよいかなどが明示されるなどが重要。その次に、自分の行動の効果を実感することで、その際に行動が削減につながった具体的なデータが示されることが重要かと思います。その次は、その行動が良いことだと評価されること。大手消費材メーカーが、電車内にプラスチック削減への取組を消費者に対して感謝を示した広告を出している事例がありました。このように自分の行動が良いことになるということを実感することが消費者にとって大きなこと。省エネへの協力への感謝を消費者に伝えることも重要ではないでしょうか。そうすると、進んで将来のため他人や社会のための行動につながっていく可能性が高くなると思います。ここまでいくと、行動変容の次の段階の意識変容にたどりつき、こうなると、事業者と消費者の理想的な双方向のコミュニケーションと言えるのではないかと思います。

また、P.23 の評価結果の公表についてですが、30 万件超の事業者は消費者に対しての責任が大きいと思います。そもそも報告しなくて良いということにつながらないように意思を確認しながらも、責任の大きさの点から公表するという方向でお願いしたい。

P.32 に DR の取組がありますが、DR 結果について、定量的な効果である kWh まで出せれば理想的では無いかと思いました。さらに P.42 の「今後の検討課題」について、フィードバックは事業者の改善につながるようにヒアリングを充実させてほしいと思います。

○西尾委員

ベストプラクティスの内容は、大変工夫されていることがわかる内容で、昨今、特にこの 1 年は十分な供給予備率を確保できない可能性があったり、エネルギー価格の高騰もあり、一般消費者にはもちろんですが、事業者にとってもこのような情報提供をしてエネルギーを適切に使用いただくのが大切な一年であったと思います。このような取組が普及するきっかけになればと思いました。

改正案の中の公表については、契約件数 30 万件超の事業者についてはもともと公表努力義務があるということで、★2 以下でも原則公表することに賛同いたします。

指針・様式・評価の仕方の改正についても、全体を通じて工夫されており適切であると感じました。一貫性と発展性の切り分けが大切と思っており、一貫性という点では毎年細部を大きく変えてしまうと、事業者が混乱したり、評価が思わぬところで低下したりする懸念があります。一方、今年度は省エネ法の改正があったので、上段の政策と整合する形で改正すると言うことが適切に提案されていると思います。評価については現実問題をみることも大切で、都市ガス事業者で提出数が減ったことや、実際に今の技術開発などを踏まえて考えることも大切な話であり、今回のような評価の方法について使い分けるということにした点は賛同いたします。

今後については、エネルギー横断的に見ていくことが望ましいことだと感じています。資料説明の中で ACEEE の制度のご紹介もあり、指標が今後増えるかもしれないとのことでしたが、指標が増えた際に特定の事業者にとって負担が大きくなり非化石化の逆行になら

ないよう、省エネ法の全体の方針と整合させながら進めることが重要かと感じました。

最後に、今後の課題として示されている点は、フィードバックについては、タイミングは評価結果の公表前の方が、事業者にとって提出したものに対する感度が高く、実感が高まり良いかと思いました。また、ロゴについては、制度の認知度が上がれば、提出するインセンティブが上がると思うので、その観点での検討はあっても良いと感じました。

○平山委員

P.36 の ACEEE の評価に関係するところですが、今回の情報提供の評価というのは取組を行っているかどうかの設問に対して、情報が提供されていれば得点が得られるため、誰にも活用されていなくても得点になる状況かと思います。ACEEE の評価では、実績の定量的な評価をしているところがあります。将来的には、情報提供しているかどうかではなくて、そのサービスを採用している需要家の数や参加者の割合などが評価に含まれることになれば、より実効性のある取組を実施している事業者が評価されることになるので、今後の取組の方向性としてはそのようになると良いのではないかと思います。

もう 1 つは、名称とロゴの変更について、ランキング制度を作った趣旨は、省エネ情報の提供を評価し、高評価を得た事業者が自由化市場で選ばれることを目的に進めていったと考えています。実際にランキングやロゴを見て事業者を選ぶ消費者が増えれば、結果的に制度に回答する事業者が増え、事業者の感度が上がり回答したくなるかと思います。制度の名称とロゴの趣旨が一般の消費者に伝わるということはとても大事だと思うので、その点を踏まえて、名称ロゴとデザインを検討いただきたいと思っております。

○田辺座長

貴重なご意見、ありがとうございます。ここで事務局から回答等をお願いしたいと思います。

○神取課長補佐（経済産業省）

ご意見を頂きまして、ありがとうございます。ご指摘のあった行動変容に関する取組は重要なものと考えています。このため、今回の指針の改正においても行動変容に関する記載を追加する案を提示させて頂きました。また、皆さまからご意見のあった評価結果の公表については、契約件数 30 万件超の事業者については、消費者への影響力の大きさを考慮して公表することを前提に考えていきたいと思っております。ただし、契約件数が 30 万件以下の事業者については、引き続き、意向を確認する運用にしたいと考えております。

今後の検討課題のフィードバックの公表のタイミングについては、事務局が各業界にヒアリングを行い、来年度に生かせるようにしたいと思っております。名称とロゴについてもこれまで課題が出てきておりますので、同様に関係業界の意見を伺い、制度が浸透するようなものを検討していきたいと考えております。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

評価項目の一貫性について、あまり頻繁に評価項目を変更することは事業者にとって負担になるため、よろしくないのではないか、という点は昨年度の検討会でも委員の皆様からご意見があったかと思います。一方で、今年度は省エネ法の大きな法改正があったため、指針と評価項目に変更を加えた形です。事務局としては毎年項目を変更するようなことを検討しているわけではないので、適切な項目について検討を行い、制度を安定的に運用していければと思っています。

単に省エネ情報や料金メニューを提供しているかどうかだけでなく、使用者がいるか、どれくらい効果があったという点を評価に加えてはどうか、という点については将来的に反映させていくことを考えたいと思っております。

○田辺座長

委員の皆様、他に質問やコメントはよろしいでしょうか。

○平山委員

P.17 に関連して、DR プログラムやダイナミックプライシングの情報提供に対して、そのようなメニューを提供していれば得点としているが、ここまでいなくても、実際に採用数があり需要の最適化に資するような情報として、例えば TOU（時間帯別料金）のような季節・時間帯別の電気メニューがあるかと思います。こういったものは既に結構採用されていて、需要最適化に資するもの。先進的ではないですが、広く普及しており評価したい取組と、先進的だが多く採用されていない取組の評価のバランスが難しいかと感じました。

○神取課長補佐（経済産業省）

ご意見を頂きまして、ありがとうございます。現状では、DR プログラムなどのような最新の取組、また TOU のような取組、どちらも採点するように整理していますが、今後の検討課題としてのご意見として承りました。

○田辺座長

時間がまだ少しございますので、オブザーバーの皆様からのご意見をいただければと思います。

○笠間オブザーバー（一般社団法人全国 LP ガス協会）

P.20 に関連しまして、LP ガス業界も非化石エネルギーへの転換の取組はこれからなので、今回のような配慮いただき感謝いたします。賛同いたします。

○城口オブザーバー（ENECHANGE 株式会社）

議論に異論なく、全て賛同いたします。

海外の状況について補足すると、オクトパスの例があったように、イギリスでも電力価格の高騰の問題を受けて、すべての事業者がデマンドレスポンスのプログラムを開始することによって、上位 10 社くらいの主要な事業者はすべて対応するようになってきました。それに加え、紹介のあった北陸電力の事例のような太陽光の自家消費型のリースのスキームや、さらにユニークな取組としては、電気ブランケットを配るといったような様々な形で電気事業者が省エネを取り組み、それを通じて、お客様へのサービス加点であったり差別化を図っていくというような形になってきています。電気代の値上がり等の課題に対して、ENECHANGE としては電気の切り替えを行っていますが、今まで以上に国民の関心事に今後なっていくと思っています。ウクライナ情勢も踏まえ、しばらくは以前よりも高い電気代が続くと思いますので、省エネの取組は大変重要な取組になっていると思います。既に委員の皆様からもあったように、しっかりと実効性のある制度を議論し、導入できたらと考えております。

○佐藤オブザーバー（株式会社東急パワーサプライ）

今回の省エネ法の改正に伴う指針、様式の変更について、新電力の 1 社として、事務局案に賛同いたします。今回ご提案いただいた様式案では、質問項目数は増えていますが、形式が変わらないため事業者の回答負荷は最小限の増加に収まるものと予想いたします。非化石エネルギーへの転換に資するサービスの提供についても、現在多くの小売電気事業者が実質再エネメニューの提供又は開発に取り組んでおりますので、今回新たに評価いただけることは、小売電気事業者のこのような取組を後押しするものになると考えます。東急パワーサプライにおいても、2023 年 4 月以降、全てのメニューの二酸化炭素排出量ゼロにする実質再生可能エネルギー 100%のメニューに改定したばかりでありますので、このような取組を評価していただけるのは大変ありがたいと思っております。

一方、今回新たに非化石エネルギーへの転換や電気の需要の最適化に資する「太陽光発電設備や蓄電池の設備導入支援」が加点項目に加わり、自社のホームページ等でサービスを公表し当該サービスを提供している場合に評価対象となることですが、現在、小売電気事業者は多様なスキームで自社需要家にこのようなサービスを提供しご案内しております。小売電気事業者によっては、このような設備サービスに強みを持つ他社と合併会社を設立しサービス提供している事例もございます。今後、今回の狙いを踏まえたわかりやすい評価基準をお示しいただき、小売電気事業者が回答しやすいようご配慮をお願いいたします。

○前田オブザーバー（電気事業連合会）

評価を受ける小売電気事業者の視点から、2 点ご意見いたします。

1 点目は、P.19 の電気事業者の評価の取組項目が増えていますが、一方で P.21 の評価方

法については、得点率での評価となっており、多くのことに取り組んだ場合は加点で評価いただく方式も検討いただきたい。

2点目は、P.42のフィードバックについて、事業者としては取組を改善するために、項目ごとや得点が得られなかった項目の理由などについて詳細なフィードバックをお願いしたいと思います。また、フィードバックのタイミングについては、事業者が実際に取り組んだが、報告の書きぶりによって不十分とみなされる可能性もあるため、可能であれば、公表前に事業者から説明できる期間をいただければと思いますので、その点もご検討いただきたいと思います。本制度が今後さらに定着し、今後よりよいものになるように、我々としても、お客様への省エネ情報の提供に努めたいと思いますが、今後、定期的な見直しの際には、事業者の回答のしやすさや手間にもご配慮いただけるとありがたいと思います。

○和田オブザーバー（一般社団法人日本ガス協会）

事務局の資料の方向性に賛同したいと思います。一般消費者に対して省エネの行動変容を促す取組を推進するようガス事業者に働きかけていきたいと思っております。

○神取課長補佐（経済産業省）

ご意見を頂きまして、ありがとうございます。蓄電池リース等の他社サービスの書きぶりについては検討したいと思います。フィードバックについては、どのようなやり方が良いのか、時間との兼ね合いも考えながら事務局で整理して、タイミングと内容について検討させていただきたいと考えております。

○田辺座長

ありがとうございました。

委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。委員、オブザーバーの皆様からいただいた御意見を踏まえ、事務局において資料に反映していただきたいと思います。

軽微な修正があるかと思いますが、その点については座長一任とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし。）

それでは、私に一任させていただければと思います。

情報提供については、電気代、ガス代が上がる中でますます重要度が上がってくると思いますので、皆様には継続的に情報提供や制度の普及について、ご協力を賜ればと思っております。

最後に事務局より今後についてのご説明をお願いします。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほRT）

皆様、本日は、ご意見頂きまして、ありがとうございました。

今後の進め方ですが、本日、御審議いただきました指針や報告様式については、告示の改正が必要になります。このため、今後、経済産業省において、パブリックコメントを実施し、告示の施行に向けて、手続きを進めてまいります。併せて、ガイドラインの改訂・公表に向けた準備を進めていきたいと考えております。

また、本検討会についてですが、制度の運用状況の確認や制度改正等について議論を行うため、引き続き、必要に応じて開催していきたいと考えております。皆様、引き続きのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会はこれにて終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

以上